

次の質問に移ります。子ども・子育て支援法、児童手当法に基づき、児童を養育する父母などに児童手当が支給されております。そして児童手当法第 15 条では、児童手当の支給を受ける権利は、差し押さえることができないと規定されております。

ところが熊本県が、個人事業税の滞納を理由として、児童手当が振り込まれている預金口座を全額差し押さえるという驚くべき事案が発生しております。私はこの問題で何度か県担当課とお話をいたしました。県側はあくまで法に違反した差し押さえは行っていないとおっしゃいます。その根拠として、平成 10 年に出された最高裁判決、「一般に、差し押さえ禁止債権にかかる金員が金融機関の口座に振り込まれる事によって発生する預金債権は、原則として差し押さえ等禁止債権としての属性を継承するものではないと解される」というものであります。

しかしその後、鳥取県が個人事業税と自動車税の滞納者に対し、児童手当が振り込まれる口座を差し押さえたことを契機として起こされた裁判で広島高裁は、差し押さえは違法であるとする判決を下しました。判決理由は、児童手当がその口座に振り込まれる事を県は認識したうえで、児童手当によって大部分が形成された預金債権を差し押さえたということは、実質的には児童手当を受ける権利自体を差し押さえたのと変わりがない、というものであります。こうした経過を見るならば、本県が差し押さえた事例もやはり、違法性は明白ではないでしょうか。

県の説明を聞くと、鳥取の差し押さえの場合は、児童手当が振り込まれた直後、正確には 9 分後に差し押さえた。ところが本県の場合は、直後ではなく振り込まれた 2 か月後に差し押さえをおこなった。これは児童手当を狙い撃ちにしたのではなく、預金債権を差し押さえたものである、という言い分であります。私はそんな理屈が県税務課の中でまかり通っているのかと大変驚いております。

総務部長にお尋ねします。児童手当が振り込まれた直後だったら差し押さえは違法であるが、一定期間経過後は違法でなくなるという論拠は、いったいどのような法的根拠に基づいて判断されているのでしょうか。お答えください。

(児童手当差し押さえ・切り返し)

鳥取県の差し押さえの件について、一審判決はこのように述べられています。県税局職員は、まとまった金額を差し押さえるためには、本件預金口座に振り込まれる児童手当を差し押さえるしかないとの認識のもと、差し押さえに至ったと考えられ、総合すると、被告は、差し押さえ対象財産を選択するにあたって、実質的には、本件預金口座に振り込まれる児童手当を原資として租税の徴収をすることを意図し、その意図を実現したものと評価せざるを得ない。このような県税局職員の主観面に着目すれば、差し押さえ禁止債権である児童手当受給権の差し押さえがあったと同様の効果が生ずるものと評価するのが相当である。本件差し押さえ処分を取り消さなければ、児童手当法に反する事態を解消できず、正義に反するものと言わざるを得ない。権限を乱用した違法なものである。と、非常に明快であります。熊本県の場合、その預金口座がほとんど児童手当しか振り込まれていないということを承知の上で、差し押さえを強行したことが重大であります。ご本人の了解をいただいておりますので、具体的に口座の入金状況を申し上げます。差し押さえをおこなう前の半年間、児童手当の入金が 2 回、20 万円、それ以外の入金は 2 回、合計 3 万 1 千円。これは、口座から子どもの給食費や

習い事の代金が引き落とされるため、残高不足にならないようにと家計をやりくりして入金されたものであります。半年間の入金総額23万1千円のうち、20万円は児童手当であります。そして熊本県は8月25日、残高全額を差し押さえました。誰がどう見ても児童手当を狙い撃ちにした差し押さえそのものではありませんか。総務部長に再度お尋ねしますが、ほぼ児童手当の受け取り専用で作られた口座の差し押さえは、それでも違法でないとおっしゃるのでしょうか。またご答弁の中で今後も悪質な滞納者には厳正に対処していくと答弁されましたが、この方は悪質滞納者だとお考えなのですか。再度ご答弁いただきたいと思っております。

(児童手当差し押さえ・再反論)

最高裁判決は、要するに児童手当を隠れ蓑に財産を隠そうとしてもだめだよという趣旨であろうと思っております。県が差し押さえた口座は、児童手当受け取り専用の口座であったことは県も承知のはずであります。お金を引き出さなかったのは、学校給食費など口座引き落としができるようにとの学校からの要請があったからであります。ご主人は、差し押さえが発生する前に自ら県事務所に電話をされ、返済方法についての相談をされています。にもかかわらず差し押さえを強行するという、県のやり方は本当にひどいと思っております。先週の議場でも、知事は日ごろから子どもは熊本の宝だとおっしゃっている、との紹介がありましたが、児童手当を狙い撃ちにした差し押さえをおこなうような熊本県が、子育てするなら熊本で、などと、どうして胸を張って言えるのでしょうか。鳥取県の差し押さえ裁判は、原告勝利で終わりましたが、裁判には時間がかかり、原告家族にも大きな負担と犠牲が生じました。当初「そんなに不満があるなら裁判でもしたらどうですか」と鼻息荒かった鳥取県知事は、後に「原告にご不便をかけたならお詫びしたい」と言って謝罪しました。かつて強引な差し押さえがあまりにも痛ましい事件を引き起こしてしまったこの熊本だからこそ、痛恨の教訓を決して忘れず胸に刻み、納税者の生活と権利をしっかりと守り、寄りそった対応を進めていくべきではないのでしょうか。私はこの問題に関し、熊本県が対応を改めない限り、改善を求める声をあげ続けていく決意であることを申し上げて次の質問に移ります。